

自治体情報システムの標準化・共通化に関する指定都市市長会提言

令和2年12月、国において、「デジタル・ガバメント実行計画」（以下「計画」という）が閣議決定されるとともに、先日「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」などデジタル改革関連法案が可決成立し、デジタル・ガバメント推進のための取組を計画的かつ実効的に進めるための方向性が示された。

計画では、住民記録、地方税、福祉など、地方自治体の主要な17業務を処理するシステムの標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成し、令和7年度末を目標に地方自治体が標準仕様に準拠したシステムに移行すること、その際には国が整備した「(仮称) Gov-Cloud」を利用すること、国が財政面を含め主導的な支援を行うことなどが示されており、指定都市としても国と連携を取りながら情報システムの標準化・共通化を進めていく考えである。

一方で、情報システムの標準化・共通化に当たり、指定都市のような大規模自治体においては、標準仕様に合わせた大幅な業務の再構築(BPR)や業務執行体制の見直し等が必要となるため、検討期間を十分に確保する必要がある。

また、システム間で情報連携する共通基盤システムや統合データベースなど、他の情報システムの改修等も必要となるほか、現行の情報システムに係る運用保守等の契約を途中で解約する場合には違約金も発生するため、こうした関連費用についても財政措置が必要である。

さらに、指定都市は、その規模や権限、行政区の存在など、指定都市以外の地方自治体とは業務の環境が異なることから、取組に当たっては指定都市の業務実態や課題を考慮すべきである。

については、自治体情報システムの標準化・共通化に向けて、下記の提言を行う。

記

- 1 情報システムの標準化・共通化の検討に当たっては、行政区など政令指定都市特有の事情を仕様に反映させるため、指定都市市長会も法律に基づく意

見聴取団体の対象に含めること。

- 2 「(仮称) Gov-Cloud」に係る仕様の早期確定を初めとして、地方自治体に対して速やかに情報提供を行うこととし、各システムに共通する認証基盤やデータ連携基盤の仕様など全体設計に影響がある事項については、令和3年度中に全自治体に対して案を提示し、意見聴取を実施すること。また、17業務に係る標準仕様の作成および標準準拠システムの開発については、標準化対象外の情報システムとの連携を十分考慮するとともに、事業者に対する必要な調整を含め、デジタル・ガバメント実行計画で定められたスケジュールを遵守すること。
- 3 情報システムの標準化・共通化に当たり、財政支援の方策として地方公共団体情報システム機構に基金を造成することが示されているが、今後も基金の用途の拡充や増額を図るなど財源を確保した上で、地方自治体の負担とならないよう、実情を勘案した十分な財政支援を行うこと。
- 4 地方自治体の作業負担のみならず、全国の地方自治体が同時にシステム移行を進めることから、地方自治体として懸念の大きい事業者の人材確保面も含めた対応能力も考慮して、令和7年度末までとした目標時期について柔軟な対応を検討すること。
- 5 行政手続のオンライン化などデジタル・ガバメント実行計画の趣旨に沿った利便性の高い効率的な事務運用を可能とするため、情報システムの仕様を標準化するだけでなく、各自治体における運用見直しが短期間で実施可能となるよう、標準仕様に基づく基本的な業務フローを地方自治体に提示するとともに、基本的な業務プロセスの見直しも含め、デジタル化に適した制度設計とすること。

令和3年5月17日
指定都市市長会